

政府広報 | 厚生労働省

**出産や手術で
大量出血した方等へ**

C型肝炎検査はされましたか？
製剤による感染の給付金を受けるには、
来年1月15日までに裁判提起を！
詳しくは▼政府広報 C型肝炎

検索

3月20日 読売新聞
3月21日 西日本新聞

政府広報 | 厚生労働省

出産や手術で大量出血した方等へ

C型肝炎検査はされましたか？製剤による感染の
給付金を受けるには、来年1月15日までに裁判提起を！
詳しくは▼政府広報 C型肝炎

検索

3月22日 産経新聞

政府広報 | 厚生労働省

**出産や手術で
大量出血した方等へ**

C型肝炎検査はされましたか？製剤による感染の
給付金を受けるには、来年1月15日までに裁判提起を！
詳しくは▼政府広報 C型肝炎

検索

3月21日 北海道新聞、東京・中日新聞

政府広報 | 厚生労働省

**出産や手術で
大量出血した
方等へ**

C型肝炎検査はされましたか？
製剤による感染の給付金を
受けるには、来年1月15日までに
裁判提起を！
詳しくは▼政府広報 C型肝炎

検索

3月24日 下野新聞
3月25日 朝日新聞

政府広報 | 厚生労働省

**出産や手術で
大量出血した方等へ**

C型肝炎検査はされましたか？
製剤による感染の給付金を
受けるには、来年1月15日までに
裁判提起を！
詳しくは▼政府広報 C型肝炎

検索

3月24日 地方53紙

政府広報 | 厚生労働省

**出産や手術で
大量出血した方等へ**

C型肝炎検査はされましたか？
製剤による感染の給付金を受けるには、
来年1月15日までに裁判提起を！
詳しくは▼政府広報 C型肝炎

検索

3月24日 上毛新聞、千葉日報、
北國・富山新聞、日刊県民福井、
京都新聞、紀伊民報、
山陽新聞、中國新聞

政府広報 | 厚生労働省

**出産や手術で
大量出血した
方等へ**

C型肝炎検査はされましたか？
製剤による感染の給付金を
受けるには、来年1月15日までに
裁判提起を！
詳しくは▼政府広報 C型肝炎

検索

3月23日 毎日新聞

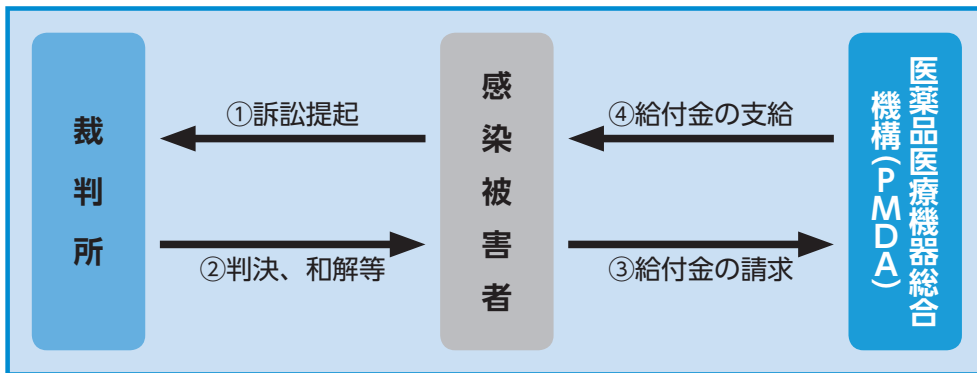
1994年頃までに、 出産や手術で大量出血等をされた方へ (C型肝炎救済特別措置法)

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律（※）に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用されたこと、②その医薬品が使用されたことよってC型肝炎ウイルスに感染したこと、③慢性肝炎など症状を確認できれば、国と和解をしたうえで、給付金を受けることができます。なお、この給付金を受けるためには、**2018年1月15日までに国を相手とする裁判をしなくてはなりません。**

出産や手術での大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用された方、身に覚えのある方、もしやと思う方は、まずは肝炎ウ

イルス検査を受けましょう。
※特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法



詳しくは、

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

<問い合わせ先>

◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口
フリーダイヤル 0120-509-002
受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

<裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先>

◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
フリーダイヤル 0120-780-400
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
（※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からもご利用いただけます）

出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤・血液凝固第Ⅸ因子製剤の投与によってC型肝炎ウイルスに感染された方へ

輸血・血液製剤投与を受けられた医療機関への診療録(カルテ)等開示請求に関する資料の請求について

過去に、妊娠中や出産時の大量出血、手術での大量出血をした方の中には、特定の血液製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染した方がいらっしゃいます。この特定の血液製剤の投与による感染被害者の方に対し、「C型肝炎特別措置法」に基づき給付金の支給がおこなわれています。給付金の支給を受けるには、平成30年1月15日までに国に対して訴訟の提起をしなければなりません。そのため、特定の血液製剤が投与されたことを示す診療録(カルテ)またはそれに代わる書類が必要です。当研究班では今回、特定の血液製剤の投与による感染被害者の方が、当時の診療録(カルテ)またはそれに代わる書類を探すのに際してご利用いただける

資料を作成しましたので、希望される方を対象に配布いたします。資料を希望される方は、下記「お知らせいただきたい内容」を明記の上、封書にてご請求ください。なお、資料代および返信の際の送料は無料です。

ご請求先:

〒856-8562 長崎県大村市久原2丁目1001-1

国立病院機構 長崎医療センター

臨床研究センター 調査係

※封筒には「資料請求」とのみ朱書してください。

※資料のご請求期限は平成29年11月30日までです。

お知らせいただきたい内容:

- ① お名前
- ② ご住所
- ③ 輸血・血液製剤投与を受けられた医療機関のある都道府県名

厚生労働省 厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)
『C型肝炎救済のための調査研究及び安全対策等に関する研究』(研究代表者:山口照英)

新聞掲載日

新聞名	掲載日			備考
	西部	東京	大阪	
読売新聞	2月24日	2月28日	2月26日	東京(中部2/24、北海道2/27)
朝日新聞	2月24日	2月25日	2月27日	東京(名古屋2/28)
毎日新聞	2月26日	2月26日	2月26日	
日経新聞	2月25日	2月25日	2月25日	
産経新聞	2月26日	2月26日	2月26日	